

宇土市地域防災計画書

第6部

資料編

宇土市防災会議

目 次

第6部 資料編

1. 自衛隊派遣要請依頼 409
2. 宇土市所有の指定緊急避難場所・指定避難所一覧 . 411
3. 宇土市防災会議委員名簿 413
4. 宇土市防災会議条例 414

宇 市 危 第 号
令 和 年 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

宇土市長 ○○ ○○

自衛隊の災害派遣の要請について（要求）

このことについて、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊の派遣を求めます。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を行う事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 派遣を希望する活動内容及び人員等
 (1) 活動内容

 (2) 人員等
- 5 その他

現地の連絡責任者

宇土市役所 総務部危機管理課長

TEL

宇市危第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

宇土市長 ○○ ○○

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要求）

令和 年 月 日付け宇市危第 号により派遣要請を要求しました
部隊につきましては、下記のとおり撤収を求めます。

記

1 撤収日時

2 撤収を要請する理由

宇 土 市 防 災 会 議 委 員 名 簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

【順不同 敬称略】

No.	役 職 名	氏 名	根拠法令 宇土市防災会議条例
1	宇土市長	元 松 茂 樹	第3条第2項
2	国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長	<u>三保木悦幸</u>	第3条第5項第1号
3	陸上自衛隊 第42即応機動連隊 火力支援中隊長	<u>田中秀和</u>	第3条第5項第11号
4	宇城地域振興局長	真 田 由 紀 子	第3条第5項第2号
5	宇城警察署長	<u>井野新輝</u>	第3条第5項第3号
6	宇土市議会議長	<u>中口俊宏</u>	第3条第5項第4号
7	宇土市議会副議長	<u>芥川幸子</u>	第3条第5項第4号
8	宇土市議会総務市民常任委員会委員長	<u>園田 茂</u>	第3条第5項第4号
9	宇土市議会経済建設常任委員会委員長	<u>西田和徳</u>	第3条第5項第4号
10	宇土市議会文教厚生常任委員会委員長	<u>野口修一</u>	第3条第5項第4号
11	宇土市行政区長会連合会会長	桑 田 宏 一	第3条第5項第11号
12	宇土市地域婦人会連絡協議会会長	甲 斐 き み 子	第3条第5項第11号
13	宇城広域連合消防本部消防長	<u>釜賀浩幸</u>	第3条第5項第8号
14	宇土市消防団長	山 本 章 博	第3条第5項第9号
15	J A 熊本宇城農業協同組合理事	松 田 祐 二	第3条第5項第10号
16	J R 九州宇土駅長	<u>河野貴文</u>	第3条第5項第10号
17	N T T 西日本熊本支店設備部長	<u>村尾恭太</u>	第3条第5項第10号
18	九州電力送配電(株)熊本支社配電部宇城配電事業所長	<u>堀田真人</u>	第3条第5項第10号
19	熊本日日新聞宇土支局長	<u>池田祐介</u>	第3条第5項第10号
20	宇土市副市長	谷 崎 淳 一	第3条第5項第5号
21	宇土市教育長	太 田 耕 幸	第3条第5項第6号
22	宇土市総務部長	杉 本 裕 治	第3条第5項第7号
23	宇土市企画部長	石 本 尚 志	第3条第5項第7号
24	宇土市市民環境部長	<u>野口泰正</u>	第3条第5項第7号
25	宇土市健康福祉部長	岡 田 郁 子	第3条第5項第7号
26	宇土市経済部長	<u>小山郁郎</u>	第3条第5項第7号
27	宇土市建設部長	草 野 一 人	第3条第5項第7号
28	宇土市教育部長	<u>山口裕一</u>	第3条第5項第7号
29	宇土市網田支所長	山 崎 恵 一	第3条第5項第7号
30	宇土市網津支所長	伊 藤 誠 基	第3条第5項第7号

○宇土市防災会議条例

昭和38年3月23日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宇土市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 宇土市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定による水防計画について調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 熊本県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市議会議員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市副市長
 - (6) 市教育委員会教育長
 - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 宇城広域連合消防本部消防長
 - (9) 市消防団長
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (11) 自主防災組織等を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の総数は、30人以内とする。
- 7 委員（第5項第5号、第6号及び第7号に掲げる者を除く。以下本項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関

の職員, 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は, 当該専門の事項に関する調査が終了したときは, 解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は, 総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか, 防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は, 会長が防災会議に諮って定める。

宇土市地域防災計画書

令和3年7月

発行・編集 宇土市防災会議

事務局 宇土市 総務部 危機管理課

住所：〒869-0492 熊本県宇土市浦田町5-1番地

電話番号：0964-22-1111（代表）

ホームページ：<https://www.city.uto.kumamoto.jp/>